

VIII. 管理運営

1. 運営の方針

大分大学憲章(平成16年4月1日)の前文において、教育、研究、社会貢献の諸課題の解決のためには、「大学の組織と運営について、主体的な点検・評価を踏まえながら不断の改革を実行することが不可欠である」とあり、運営方針における基本理念を次のように掲げている。

1. 大分大学は、自主的・自律的な教育研究と管理運営のもと、活動内容の継続的な質的向上を図るとともに、情報を積極的に公開し、社会への説明責任を果すよう努める。
2. 大分大学は、社会と時代の変化に対応し得る、機能性に優れた柔軟な運営体制の構築を目指す。また、学長は就任にあたって、中期目標・計画を早期に安定達成すべく、執行部の強いリーダーシップおよび教職員の積極性に基づいた、戦略的でしなやかな大学運営を心がけるとの方針(「大分大学概要」2005)を明らかにするとともに、さらに「新たな理事体制の発足にあたって」(平成17年11月1日)において、17年度の事業計画すべてを予定どおり進めることを最低限の課題として受けとめることと、そのためには学長・理事一同による課題解決に向けた強い決意と、役員会・経営協議会・教育研究評議会および教授会における意志決定の迅速化に向けた一層の協同が必要であることを提起した。

2. 大学運営

2.1. 意思決定の方法と体制

2.1.1. 全学的な意思決定の方法と体制

(現状)

本学は、全学委員会で各事項について原案作成を行い、事案にもよるが運営会議、教授会意見聴取、教育研究評議会、経営協議会、役員会の審議を経て意思決定がなされている。学長のリーダーシップのもとで機動的な大学運営と効率的で責任ある意思決定システムの構築をめざして、平成17年度に「運営組織の改編の基本的考え方」に基づき、運営組織の大幅な見直しを行い、平成18年度から資料2.1.1.-1とするようにした(平成18年4月1日完全実施)。なお、先行的に学長室、戦略会議、人事政策会議、評価委員会を平成17年度中に設置した。

改編の内容としては、学長を中心としたマネジメントを実施するため、学長、理事、学長補佐および学長特別補佐を構成員とする学長室において大学運営上の諸問題解決のための方向付けを行い、その方向付けに従い、理事の下に設置された理事室と部門会議が協力して実際の問題解決や大学運営を理事の責任のもとに速やかに行うようにした。また、学長直属のブレーンとして、長期的な経営戦略全般に関する調査・研究・検討を行う戦略会議、中期目標・中期計画などの当面および中期的な経営戦略や、戦略会議で検討された長期的な戦略に即した将来計画などの検討を行う将来計画会議、持続的発展を見据えた人事政策・制度案を策定する人事政策会議を設置し、学長から理事への提言の基礎とした。

(評価)

平成18年度からは、全学委員会方式を部門会議制とし、学長、理事のもとで迅速に意思決定を行えるようにした。これら再編された意思決定体制については、今後も検証と見直しを行い、より有効な体制へと改革していく。

資料 2. 1. 1. -1 全学的な意思決定体制(平成 18 年度実施)

学 長			
役員会 経営協議会 教育研究評議会 人事政策会議 将来計画会議 評価委員会 運営会議	戦略会議 学長室	理事(総務担当) 【連携】 学長補佐 (評価担当)	組織運営・企画部門会議, 人事部門会議, 評価部門会議, 情報公開委員会, 個人情報保護管理委員会, 苦情処理委員会, 職員福利厚生運営委員会, 安全衛生管理委員会, 衛生委員会, 懲戒審査委員会(調査委員会含む), 教育職員懲戒審査委員会(調査委員会含む), イコールパートナーシップ委員会(調停委員会, 調査委員会含む), 学内共同教育研究施設等管理委員会, 評価情報分析室
		総務・企画室	
		理事(教育担当) 【連携】 学長特別補佐 (教育プロジェクト担当)	入試部門会議, 教務部門会議, 大学院部門会議, キャリア開発部門会議, 学生支援部門会議, 身体に障害のある学生の支援委員会, 日本学生支援機構大学院第 1 種奨学金返還免除候補者選考委員会, 各センター運営委員会(高等教育開発センター, 保健管理センター)
		教育・学生支援室	
		理事(研究・情報担当) 【連携】 学長特別補佐 (研究プロジェクト担当)	研究戦略・推進部門会議, 学術情報部門会議, 各センター等運営委員会(総合情報処理センター, 総合科学研究支援センター, コミュニティ総合科学研究センター, 福祉科学研究センター, 先端医工学研究センター, 附属図書館), 遺伝子組換え実験安全委員会, 放射線安全管理委員会, 教育研究用エックス線障害防止委員会
		研究・情報室	
理事(国際・社会連携担当)	国際戦略・推進部門会議, 広報推進部門会議, 産学官連携推進部門会議, 大学開放推進部門会議, 各センター等運営委員会(地域連携推進機構, 留学生センター, 地域共同研究センター, VBL, 生涯学習教育研究センター)		
国際・社会連携室			
理事(財務担当)	財務部門会議, 施設環境整備部門会議, 予算委員会		
財務・施設室			
理事(医療担当)	経営管理部門会議, 医療政策・安全管理部門会議, 地域医療連携・教育部門会議, 各種委員会	(医療担当理事が非常勤の場合) 学長補佐(医療担当)	
医療支援室			

(出典: 国立大学法人大分大学理事室規程(平成 18 年 2 月 27 日制定), 国立大学法人大分大学理事室部門会議要項(平成 18 年 2 月 27 日制定))

2.1.2. 各部署ごとの意思決定方法と体制

(現状)

資料2.1.2.-1のように、教授会構成員は学部によって異なっており、工学部のみ代議員会制を併用している。大学院ではいずれの研究科でも研究科委員会が意志決定機関として位置づけられているが、構成員は研究科ごとに異なる。また、学内共同教育研究施設等では、それぞれの運営委員会が各センター等の運営に関して審議するが、センター等の管理運営に係る基本方針、任用人事、役職者等の選考、予算・決算および概算要求に関しては学内共同教育研究施設等管理委員会において審議・検討している。

(評価)

各部署の意思決定体制は資料2.1.2.-1のとおりであるが、意志決定の効率化や、情報の共有化の課題を含む構成員間における迅速な合意形成と実行など、各部署における審議機関のあり方について検討を進めていく。

資料2.1.2.-1 各部署ごとの意思決定体制

教育福祉科学部	学部長，副学部長(学務担当，研究担当，総務担当の3名)	
	審議機関	教授会（構成）学部長，教授，助教授，講師，助手
経済学部	学部長	
	審議機関	教授会（構成）学部長，教授，助教授，講師，助手
医学部	学部長，副学部長(教育担当，研究担当，社会貢献担当の3名)	
	審議機関	教授会（構成）学部長，教授
工学部	学部長，副学部長(評価担当の1名)	
	審議機関	教授会（構成）学部長，教授，助教授，講師 代議員会（構成）学部長，評議員，学科長(副学科長を含む)，各学科から講師以上の者各1名(教授会及び研究科委員会から付託された事項を審議) 教員幹事会(毎月，教授会及び教員幹事会として開催)（構成）学部長，各学科の教授1名，助教授(講師)1名，助手1名
教育学研究科	研究科長	
	審議機関	研究科委員会（構成）研究科長，授業を担当する専任の教員
経済学研究科	研究科長	
	審議機関	研究科委員会（構成）研究科長，授業を担当する専任の教員
医学系研究科	研究科長	
	審議機関	研究科委員会（構成）研究科長，大学院担当の専任教授
工学研究科	研究科長，研究指導委員長	
	審議機関	研究科委員会（構成）研究科長，研究科の研究指導を担当する教授又は助教授，研究科の研究指導の補助を担当する教員のうち，研究科委員会が必要と認めた者 博士後期課程研究指導委員会（構成）委員長，専攻の博士後期課程研究指導担当教員のうちから選出された者
福祉社会科学部	研究科長	

科	審議機関	研究科委員会（構成）研究科長，研究科の授業を担当する教員
学内共同教育研究施設等管理委員会	(構成)理事，学部長(研究科長)，施設の長 (学内共同教育研究施設等の管理運営の基本方針等を審議)	
学内共同利用教育研究施設	各センター長，所長または施設長	
	審議機関	各運営委員会

(出典:各学部教授会規程,各大学院研究科委員会規程,教育福祉科学部副学部長の選考に関する内規,医学部副学部長規程,工学部副学部長に関する規程,工学部代議員会内規,各施設運営委員会規程,学内共同教育研究施設等管理委員会規程から作成)

2.1.3. 各種委員会の役割

(現状)

学長の指示のもと，教育研究および大学運営に関する事項を審議し，施策案をとりまとめ，学長の業務執行に関する具体案を審議・策定し，学内意見の円滑な合意を図るために，各種委員会を設けている。なお，全学委員会の委員長は，当該業務を担当する理事となっているが，大学運営の一層の効率化という観点から，委員会方式による大学運営の原則的廃止と，理事の下で運営される部門会議制の導入を検討し，平成18年度から実施することになっている。全学委員会と理事室，部門会議の関係は資料2.1.3.-1のとおりである。

(評価)

全学委員会を中心とする運営方式は教職員の献身的な協力の下で展開されてきたが，他方，それらにより教員が教育研究に専念する上で過度な負担となりつつあること，また，学長のリーダーシップに基づく迅速な意志決定を柱とする効率的な運営を進める上でも少なからぬ問題が示されつつあることに留意する必要がある。これらについては，平成18年度から導入が予定されている理事の下での部門会議制によって問題の改善を図る。

資料2.1.3.-1 全学委員会と理事室，部門会議の関係(平成18年度実施)

◎：法令，法人内部規則等により設置する委員会で，改編後も残すもの

▲：知的財産本部，各センターに属する委員会として残るもの

理事室	部門会議等	現行全学委員会等
総務・企画室	組織運営・企画部門会議	運営組織等検討委員会，中期目標等策定委員会，中期目標等策定総務専門部会
	人事部門会議	人事制度等検討委員会，教員定年問題検討委員会，兼業審査会
	評価部門会議	法人評価専門委員会，職員評価専門委員会，教員評価専門部会，事務系職員評価専門部会
(各センター)		◎情報公開委員会，個人情報保護管理委員会，将来計画委員会(将来計画会議へ移行)，苦情処理委員会，職員福利厚生運営委員会，安全衛生管理委員会，衛生委員会，懲戒審査委員会(調査委員会含む)，教育職員懲戒審査委員会(調査委員会含む)，イコール・パートナーシップ委員会(調停委員会，調査委員会含む)
		▲学内共同教育研究施設等管理委員会

教育・学生支援室	入試部門会議	入学試験委員会, 入学試験実施委員会, 入学者選抜方法研究委員会, 入試広報委員会, 入学資格審査委員会
	教務部門会議	中期目標等策定教育専門部会, 教務委員会
	大学院部門会議	大学院委員会
	学生支援部門会議	体育施設管理運営委員会, 学生会館管理運営専門委員会, 学生生活支援委員会
	キャリア開発部門会議	就職委員会
		◎身体に障害のある学生の支援委員会, 日本学生支援機構大学院第1種奨学金返還免除候補者選考委員会
	(教養教育実施機構)	▲教養教育実施機構運営委員会(新設)(現教養教育委員会から移行)
(各センター)	▲高等教育開発センター運営委員会, 保健管理センター運営委員会	
研究・情報室	研究戦略推進部門 会議	中期目標等策定研究専門部会, 研究推進委員会, 研究推進専門委員会
	学術情報部門会議	
		◎遺伝子組換え実験安全委員会, 放射線安全管理委員会, 教育研究用エックス線障害防止委員会, 附属図書館運営委員会, 医学分館運営委員会, 電子ジャーナル検討専門委員会
	(知的財産本部)	▲発明委員会, 知的財産本部運営委員会, 知的財産本部各専門部会
(各センター)	▲総合科学研究支援センター放射線障害予防部会, 総合情報処理センター運営委員会, 総合科学研究支援センター運営委員会, 福祉科学研究センター運営委員会, コミュニティ総合研究センター運営委員会, 先端医工学研究センター運営委員会	
国際・社会連携室	国際戦略・推進部門会議	国際交流・学術振興基金運用委員会, 中期目標等策定社会連携専門部会, 国際交流委員会
	広報推進部門会議	広報委員会, 広報誌編集専門委員会, ホームページ専門委員会
	産学官連携推進部門会議	地域連携推進機構運営協議会, 地域連携推進機構連絡会
	大学開放推進部門会議	大学開放事業委員会, 大学開放イベント実行委員会
	(各センター)	▲地域共同研究センター運営委員会, 留学生センター運営委員会(国際交流会館運営委員会を統合), ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー運営委員会, 生涯学習教育研究センター運営委員会, 公開講座専門委員会(生涯学習教育研究センター関連)

財務・施設室	財務部門会議	中期目標等策定財務専門部会
	施設環境整備部門 会議	施設整備委員会, 旦野原キャンパス交通対策専門委員会, 挾間キャンパス施設整備委員会, 防火管理委員会
	◎予算委員会	
医療支援室 (理事が常勤の 場合)	経営管理部門会議	医学部・附属病院の関連各種委員会
	医療政策・安全管理 部門会議	
	地域医療連携教育 部門会議	

(出典：平成 17 年度第 12 回運営組織等検討委員会資料から)

3. 財政

3.1. 財政状況

(現状)

本学は、中期計画の認可や業績評価等を通じた国の関与と予算を基に措置される運営費交付金と、学生生徒等納付金収入や診療収入といった自主財源を主な収入財源として運営している。

収入のうち、運営費交付金収入と学生生徒等納付金収入が収入全体の約 50%を占めているが、今後は、効率化係数の適用による運営費交付金の減少や、少子化による検定料収入の減少など、これらの収入が伸びることが期待できないことから、外部資金の獲得など多様な自主財源の安定確保を図るとともに、収入と支出の均衡に努め、健全かつ持続可能な財政運営に努める必要がある。

そこで、中期目標期間中の財政収支の見通し、財政運営の健全性を確保するための対応策を明らかにし、資金・施設・教職員という諸資源の効率的・効果的な活用を図りながら、魅力ある教育研究、活力ある大学運営等を実現するため、人件費シミュレーションを含めた財政運営の基本指針(中期財政計画)を策定した。

(評価)

中期的にも安定した教育研究活動が遂行できるよう、財政運営の基本方針を策定するなど、財務運営の健全性を確保するための方策についても検討されている。

引き続き健全かつ持続可能な財政運営に努める必要がある。

3.2. 資産及び債務の状況

(現状)

保有する資産は、法人設立時における国からの現物出資によるところが大きく、515 億円余が計上されている。

一方、債務は、国立大学法人の特徴として、運営費交付金債務や寄付金債務・資産見返負債等、必ずしも支払い義務のない債務が多く計上されており、要返済債務としては借入金の 63.5 億円と、リース債務の 20.9 億円、及び未払金の 24.3 億円を加えた 108.7 億円となる。

要返済債務のうち、借入金については、附属病院における診療設備の整備に充てたものであり、診療収入をもって償還することとなっている。

また、リース機器等についてもリース債務の支払計画に沿って取得されたものであり、期末の未払金 24.3 億円に対しては、保有する現金預金が 49.6 億円となっている。

(評価)

大学運営に必要な資産を有しており、債務超過も見受けられない。

3.3. 経常収益及び経常費用

(現状)

平成 17 年度における経常収益は、250 億円余であり、前年度に比べ 2.3 億円の増益となっている。

主な要因は、附属病院収益が前年度に比べ 5 億円弱の増益となったことと、受託研究等収益が対前年度比△27%、寄付金収益が対前年度比△3%と減少したことである。

また、経常費用は 241 億円弱であり前年度に比べ 5 億円余り多く発生しているが、人件費(退職手当を含む)が 4 億円増えたことと、診療設備等に係る減価償却費や診療経費の増益に伴う診療材料費等の費用発生額が増えたことが主な要因である。

(評価)

収益が費用を上回っており健全な状態であるとは言えるが、外部資金の獲得については、一層の努力が必要である。

3.4. 予算編成の基本方針と予算配分

(現状)

・平成 17 年度の予算配分

本学における平成 17 年度予算編成の基本方針については、運営会議にて案を作成し、経営協議会・教育研究評議会、及び役員会の議を経て学長が決定した。

基本方針の決定を受け、平成 17 年度収入・支出予算書(案)を運営会議にて作成し、経営協議会・教育研究評議会、及び役員会の審議を経て、学長が平成 17 年度収入・支出予算書を決定した。

重点的経費については、前年度に引続き「学長裁量経費」及び「部局長裁量経費」を確保した。

・平成 18 年度予算編成の基本方針

国立大学法人評価委員会による平成 16 年度評価結果を踏まえ、予算編成に更なる改善を加えた平成 18 年度予算編成の基本方針が作成された。

また、学長裁量経費については、従来の配分ポリシーや決定方法を全面的に見直し、中期計画等に掲げた諸目標の達成等、学長のイニシアティブによる全学的視点に立った教育の質の向上や、学術研究の高度化、及び社会連携活動の推進等を図るとともに、外部の競争的資金の獲得に積極的に挑戦することを目的とした取組に対して重点的に配分することとした。

(評価)

予算編成方針を毎年度見直し、予算委員会を設置するなど適正な予算編成・予算配分を行っている。

3.5. 概算要求事項

(現状)

平成 18 年度概算要求に当たっては、大分大学憲章に則り、中期目標・中期計画の内容を踏まえ、

社会的要請に適切に対応する人材養成・新たな知の創造等につながる学術研究の推進を図るための体制の整備や、大学院充実等に伴う施設の狭溢解消・卓越した研究拠点・先端医療に対応した附属病院・老朽化した施設の改善について重点的に要求することを基本方針とした。

平成 18 年度概算要求における新規事業として「大学病院における治験推進モデル組織の構築」が認められた。

また、平成 19 年度概算要求については、取組みの早期化を図るとともに、学長のリーダーシップを発揮するため、全学的視点に立った戦略性・一貫性のある教育研究事業計画の方向付けと、それに沿った適切な概算要求を行う必要から、学長特別補佐や戦略会議委員等からなる概算要求事項評価員を設置した。

(評価)

概算要求事項選定プロセスを見直すなど、本学の特色を活かした取組みができています。

4. 人事

4.1. 職員の選考・採用システム

(現状)

人事政策会議および戦略会議を設置し、平成 21 年度までの間の学長裁量定員を確保することにより、大学運営上重点的な分野および戦略的に取り組む分野に対応できる人事システムを設定した。

教員については、平成 16 年度に制定した「国立大学法人大分大学における教員選考の基本方針」に基づき、外国人、女性および社会人の積極任用に配慮し、資料 4.1.-1 のような採用状況となっている。また、寄附講座の設置および寄附講座への教員受入れに関する規程を制定し、受入体制を整え、民間の経費による教授受入体制を整え、平成 18 年 4 月から受入れの契約を締結した。

事務系職員の採用については、九州地区国立大学が共同で採用試験を実施し、試験合格者からの採用が円滑に実施されている一方、特定の経験や資格等を必要とする職務について、公募を実施し、平成 18 年 3 月 1 日付けで電気主任技術者を採用し、平成 18 年 4 月 1 日付けで診療情報管理士の採用を決定した。

また、平成 18 年度からの実施に向け、キャリア開発課を設け、学生の就職支援に繋がるキャリア開発のための課長を民間から公募することとした。

(評価)

全体的な新採用状況では女性の比は高いが、その実績は看護師等の特定の職種に偏っている。上述した「教員選考の基本方針」に従い、女性教員等の積極的な採用のあり方について今後検討を進めていく。

資料 4.1.-1 平成 17 年度職員採用状況

	外国人男	外国人女	外国人計	日本人男	日本人女	日本人計	総計
大学教員	2	0	2	29	6	35	37
附属学校教員	0	0	0	12	7	19	19
医療・看護系職員	0	0	0	5	72	77	77
事務・技術系職員	0	0	0	6	0	6	6
総計	2	0	2	52	85	137	139

4.2. 事務組織と業務内容の見直し

(現状)

事務組織の構成は、資料4.2.-1のとおりである。事務組織については、法人の運営に円滑に対応する事務組織の再編を目指して、事務改善委員会の下に、事務改善専門委員会およびその下に総務、財務、学生支援、医学・病院、学部の5つの専門委員会を設置して、検討を行っている。平成17年度には、大学と自治体、企業、地域との連携を推進するために事務体制の充実を図り研究・社会連携部を、法人化後の多様な人事制度への対応のために人事課を新たに設置した。

(評価)

法人の運営に円滑に対応する事務組織を目指して、適切に設置され、改革を進めている。今後も、状況に応じて、柔軟に事務組織を改編していく。

資料4.2.-1 事務組織

総務部	総務課，人事課，企画・評価課
研究・社会連携部	学術協力課，地域連携推進課，学術情報課
財務部	財務課，資金・経理課，施設企画課，施設管理課
学生支援部	教育支援課，学生支援課，入試課，留学生課
医学・病院事務部	総務課，経営管理課，学務課，医事課
教育福祉科学部事務部	
経済学部事務部	
工学部事務部	

4.3. 事務職員の資質向上

(現状)

職員の研修については、九州地区他大学と合同の研修会を実施するとともに、職務に必要な資格取得のための講習会等への参加を推進している。また、人事院が実施する研修にも積極的に参加した。
(資料4.3.-1)

職務に必要な資格取得のための講習会等への参加等について、必要な経費を補助する等して推進し、障害者職業生活相談員資格認定講習，女性活用のための中間管理職セミナーに職員を参加させる等，民間を含めた研修会にも参加した。

さらに、大学の支援により衛生管理者および衛生工学衛生管理者の資格取得職員が増加し、放送大学の受講についても、引き続き奨励することとし、業務に関連する資格取得を支援した。

(評価)

法人の運営の改善，向上に必要な事務職員の資質向上をめざして，職員研修を適切に実施してきている。法人を取り巻く状況の変化にもともなって新たな業務が生じる場合，それに応じた職員研修を引き続き適宜に企画運営をしていく。

資料 4. 3. -1 平成 17 年度職員研修実施状況

研 修 名	実 施 機 関 名	参加人数
第40回九州地区中堅係員研修	人事院九州事務局	1
平成17年度国立大学法人等部長級研修	国立大学協会	2
平成17年度国立大学法人等課長級研修	〃	5
平成17年度九州地区国立大学法人等係長研修	国立大学法人宮崎大学	5
平成17年度九州地区国立大学法人等技術専門職員研修	国立大学法人佐賀大学	1
平成17年度九州地区女性職員セミナー「キャリアアップ研修」	人事院九州事務局	1
平成17年度大分大学(旦野原キャンパス)技術職員職員研修	国立大学法人大分大学	43
第31回九州地区係長研修	人事院九州事務局	1
平成17年度放射性同位元素等取扱施設安全管理担当教職員研修	国立大学法人東京大学	1
平成17年度大分大学新採用事務系職員研修	国立大学法人大分大学	22
平成17年度国立大学協会九州地区支部研修	国立大学法人九州大学	8
平成17年度「大学事務職員の能力開発のための試行プログラム」	国立大学法人筑波大学	2
衛生管理講座(衛生工学衛生管理者コース)	中央労働災害防止協会	1
衛生管理者第一種免許試験受験準備講習	大分県労働基準協会	10
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	大分県労働基準協会	6

5. 福利厚生

5.1. 人権

5.1.1. 人権に関する取組

(現状)

人権に関する取組としては、「大分大学イコール・パートナーシップ推進に関するガイドライン」を定め法人等において、学び・研究し・働く者すべてが、個人として尊重され、セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント、差別・偏見・いじめ等(以下、「ハラスメント」という。)による人権侵害のない快適な環境において、学び・研究し・働く権利を保障するためのよりどころとしている。

具体的な手続については、「イコール・パートナーシップ委員会」を設置し、相談および苦情申立ての窓口とするとともに、問題解決のための通知・調停および制裁の検討ならびに人権侵害の防止等の啓発および研修を行っている。

なお、平成 17 年度におけるイコール・パートナーシップ委員会の開催回数および取扱事案件数は、次のとおりである。

開催回数 7 回、取扱事案件数 4 件(参考：平成 16 年度においては、3 回 1 件であった。)

(評価)

本学におけるハラスメント等の人権侵害に関わり顕在化した問題事例に対して、これまでイコール・パートナーシップ委員会を中心に適切に対応してきた。今後も引き続き同委員会を中心に問題の

多様化(パワーハラスメントなど)や、問題の潜在化まで範囲を広げて実相の把握と、それらへの対応について検討を進めていく。

5.1.2. 男女平等に関する現状

(現状)

本学における男女平等等に関する取組としては、特に、「イコール・パートナーシップ委員会」の中に「男女共同参画の推進に関する調査研究プロジェクト」を設置し、現状の課題の把握と今後の解決策・改善策の研究に取り組んでいる。

なお、平成18年度には、学長裁量経費の配分を受け、同プロジェクトの調査・研究を進めている。

(評価)

上記プロジェクトによる調査・研究の結果を踏まえて、職場におけるジェンダーの実相を的確に把握し、問題点の改善を目指した検討を進めていく。

5.2. 健康管理

5.2.1. 健康保持・増進のための配慮

(現状)

雇入時の健康診断および海外派遣労働者の健康診断への対応や作業主任者の養成など、労働安全衛生法等の改定に伴う必要な整備を適宜に行い、人間ドック受診率、インフルエンザ等の予防接種受診率の向上に努めるとともに、産業医および保健管理センターの協力の下に、健康に関するセミナーを開催して、職員の健康保持・増進に努めている。平成17年度の旦野原・挾間キャンパスのインフルエンザワクチン接種実施状況は、資料5.2.1.-1のとおりであり、平成18年度は、附属地区においても実施する予定である。

(評価)

職員の健康保持・増進のために必要な整備や改善を進めている。今後も引き続き、法や規則等(例えば、「健康増進法」「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」)の趣旨を踏まえ、大分大学独自の取組としても進めていく。

資料 5.2.1.-1 インフルエンザワクチン接種実施状況

		平成16年度	平成17年度
旦野原キャンパス	職員	114	162
	学生	106	149
	計	220	311
挾間キャンパス	職員	758	805
	学生	563	583
	計	1,321	1,388

※旦野原キャンパスでは、インフルエンザワクチン予防接種を、平成16年度から学生、職員の希望者に実施している(原価有料)。

5.2.2. 定期健康診断

(現状)

職員の健康管理のために、衛生委員会で定期健康診断の受診状況を調査し、未受診者に対しては、部局長を通して受診指導を行った結果、資料5.2.2.-1のと通りの受診状況となった。

また、定期健康診断の結果、指導等を必要とする職員に対しては、産業医面談等を実施し、改善指導を行った。

(評価)

定期健康診断の未受診者に対する働きかけによって、受診率向上に向けて一定の成果があった。今後は教育という職場の特性に鑑み、受診率100%を目指して徹底した取組を行っていく。

資料5.2.2.-1 平成17年度職員健康診断受診状況

キャンパス区	健康診断受診状況				未受診者	休暇等による未受診者数 ²⁾	海外、国内留学	職員総数
	対象者数	受診者総数 (受診率%)	受診者内訳					
且野原地区	573 ¹⁾	517 (90.2%)	大学実施の健康診断受診数	391 ³⁾	56	5 内育休2	6	584
			人間ドック受診者	109				
			治療状況報告	12				
			健康診断書(採用時含む)	17				
附属地区			大学実施の健康診断受診数	91	13	2	0	119
			人間ドック受診者	9				
			治療状況報告	0				
			健康診断書(採用時含む)	4				
挟間地区			大学実施の健康診断受診数	1,079	22	0	5	1,192
			人間ドック受診者	27				
			治療状況報告	0				
			健康診断書(採用時含む)	41				
合計	1,859	1,745 (93.8%)			91	119	11	1,895

1)17年9月1日現在, 2)育児休暇病気休暇等, 3)内12ダブル受診

5.2.3. 職員の健康に関する相談状況

(現状)

職員メンタルヘルスの体制充実のため、保健管理センターでの対応のほか、且野原事業場衛生委員会の下に、事業場別・部局別職員代表委員会と連携して職員の健康・福祉、勤務条件に関わる相談窓口を平成17年6月に設置した。平成17年度の保健管理センター利用数は、資料5.2.3.-1のとおりである。

(評価)

相談窓口の設置に伴い必要性に応じた体制の整備、機能の発揮が認められた。今後は労働安全衛

生法の改定に対応して窓口の一層の活用を図り、健康相談等の推進について検討を行っていく。

資料 5.2.3.-1 平成 17 年度学生、職員月別センター利用数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
平成 17 年度	学 生	身体面	222	250	351	213	50	61	148	156	133	192	92	33	1,901	
		精神面	68	70	102	143	44	60	67	65	71	60	83	52	885	
		学生利用者計	290	320	453	356	94	121	215	221	204	252	175	85	2,786	
	職 員	身体面	42	20	28	27	34	49	49	31	45	36	117	36	514	
		精 神 面	カウ ンセ リ ン グ	11	19	17	12	8	18	8	14	20	17	12	13	169
			コン サル テ ー シ ョ ン	5	4	14	10	8	6	5	10	7	8	9	5	91
			その他	1	1	1	1	1	1	1	2	2	0	0	0	11
		計	17	24	32	23	17	25	14	26	29	25	21	18	271	
	職員利用者計	59	44	60	50	51	74	63	57	74	61	138	54	785		
	利用総数		349	364	513	406	145	195	278	278	278	313	313	139	3,571	

6. 情報公開

6.1. 法人文書の管理、公開・開示

6.1.1. 法人文書の管理

(現状)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の円滑な運用のために、本法人が保有する法人文書ファイルの名称等を一般の方々に案内している現行の法人文書ファイル管理システムは、新システムへの移行を目的として検討を行ったが、当初期待した効果を得ることができないことから導入を見送り、当分の間は、現行システムにより対応することとした。そのため、最新の法人文書ファイル管理簿が、法人文書ファイル管理システム上に構築されていない状況にある。

(評価)

法人文書ファイル管理簿は、新システムを構築した上で更新する予定であったことから、最新の状態になっていないため、平成 18 年度の早期に更新作業を行う予定にしている。また、次期システムの導入については自主開発を含め、今後も引き続き検討を行っていく。

6.1.2. 法人文書の公開・開示

(現状)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律での開示請求受理件数は3件あり、1件については部分開示を行った。残り2件は年度末に受理したことから開示決定等の処理は平成18年度に繰り越している。

(評価)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条の規定を遵守し、30日以内に平成17年度に行った部分開示の決定を行っており、法に基づき適切に処理している。

6.2. 財務公開

(現状)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条、及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条に基づき、平成17年事業年度財務諸表等を大分大学ホームページにおいて、財務に関する情報を公表している。

また、国立大学法人法第35条にて準用する独立行政法人通則法第38条第4項により、文部科学大臣の承認後に平成17事業年度財務諸表の官報公告を行っている。

(評価)

財務諸表等を適正に公表している。

6.3. 自己点検・評価

(現状)

本学が実施する自己点検・評価の結果は、国立大学法人大分大学点検評価規程第14条に従い、本学ホームページ等で公表することとされており、学長が広く学内外の意見を聴き、評価結果を法人の諸機能の改善に生かす体制を整備している。

平成17年度に実施した全学を対象とする平成16年度自己評価結果は、学内のみの公表に留め、平成17年度自己評価結果から学外を含めた公表を行うこととした。

また、部局ごとの自己点検・評価については、部局ごとの基準により実施することとしており、教育福祉科学部(平成15年度)および経済学部(平成13～16年度)において自己点検・評価を実施し、その評価結果については、それぞれの学部のホームページにおいて学内外に広く公表している。

(評価)

本学における自己点検・評価に関する情報公開体制は整備されつつあるといえる。今後は学内外に広く公表するという体制を活用し、学内外からの意見等を集約していく予定である。

6.4. 個人情報の管理、開示

(現状)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律および独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針に基づき、国立大学法人大分大学における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定める国立大学法人大分大学個人情報保護規程等を制定している。また、法人の保有する個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うための

国立大学法人大分大学個人情報保護管理委員会にて「国立大学法人大分大学個人情報保護ポリシー」の策定、個人情報ファイル簿の見直し等を行っている。

平成 17 年度における開示請求受理件数は 0 件であった。

(評価)

個人情報保護に関する学内諸規程等が整備されており、個人情報保護管理委員会が具体的事項に適切に対応している。今後も個人情報ファイル簿の見直しを行っていく。

6.5. 広報活動

(現状)

基本的な広報は、ホームページと広報誌及び定期記者会見によっている。ホームページは、大学の概要、入試、学生生活、国際交流、お知らせ、行事予定等を入れており、本年度は新着情報の欄を冒頭部分に移動し、「受験生の皆さんへ」の見出し設置等見やすさの改善に努めた。

広報誌(BUNDAI. OITA)は、年間 4 回、30 頁カラー刷り、3,700 部(4 月号を除く)を発行しており、10 月号から編集・デザインを業者委託し見やすいものに改善した。

学外への配付は、入学者のあった高校等に送付するほか、大分市情報センター、JR 大分大学前駅及び協定締結した金融機関等に「大分大学インフォメーションコーナー」を設け、行事予定等他の広報物とともに月に 2 回補充を行なっている。

また、本年度 10 月から学長が県政記者室において月に一度記者会見を行なうことにし、提供情報、その他の情報(お知らせ事項)を各数件ずつ提供している。提供する情報は、毎月、理事や各部局等に提供を求めていることもあり、それらの情報に基づいたホームページのトピックス掲載量とマスコミに取り上げられる件数は大幅に増加した。

とりわけ大分合同新聞との共同プロジェクト「明日を守る―防災立県めざして―」の反響は極めて大きいといえる。

(評価)

ホームページ、広報誌とも改善の努力が行なわれて随分見やすくなっており、トピックス掲載量及びマスコミに取り上げられる件数も増加している。

学外からも「大分大学が変わった。」との評価をいただいている。

7. 評価活動

(現状)

国立大学法人大分大学における教育研究活動等の状況について行う点検および評価に関し、必要な事項を定めた国立大学法人大分大学点検評価規程を制定し、同規程に基づき設置した国立大学法人大分大学評価委員会の下、点検評価に係る専門的事項を処理するため、専門委員会を設置している。

また、点検評価を支援するため、評価情報分析室を設置しており、評価情報の収集を行っている。

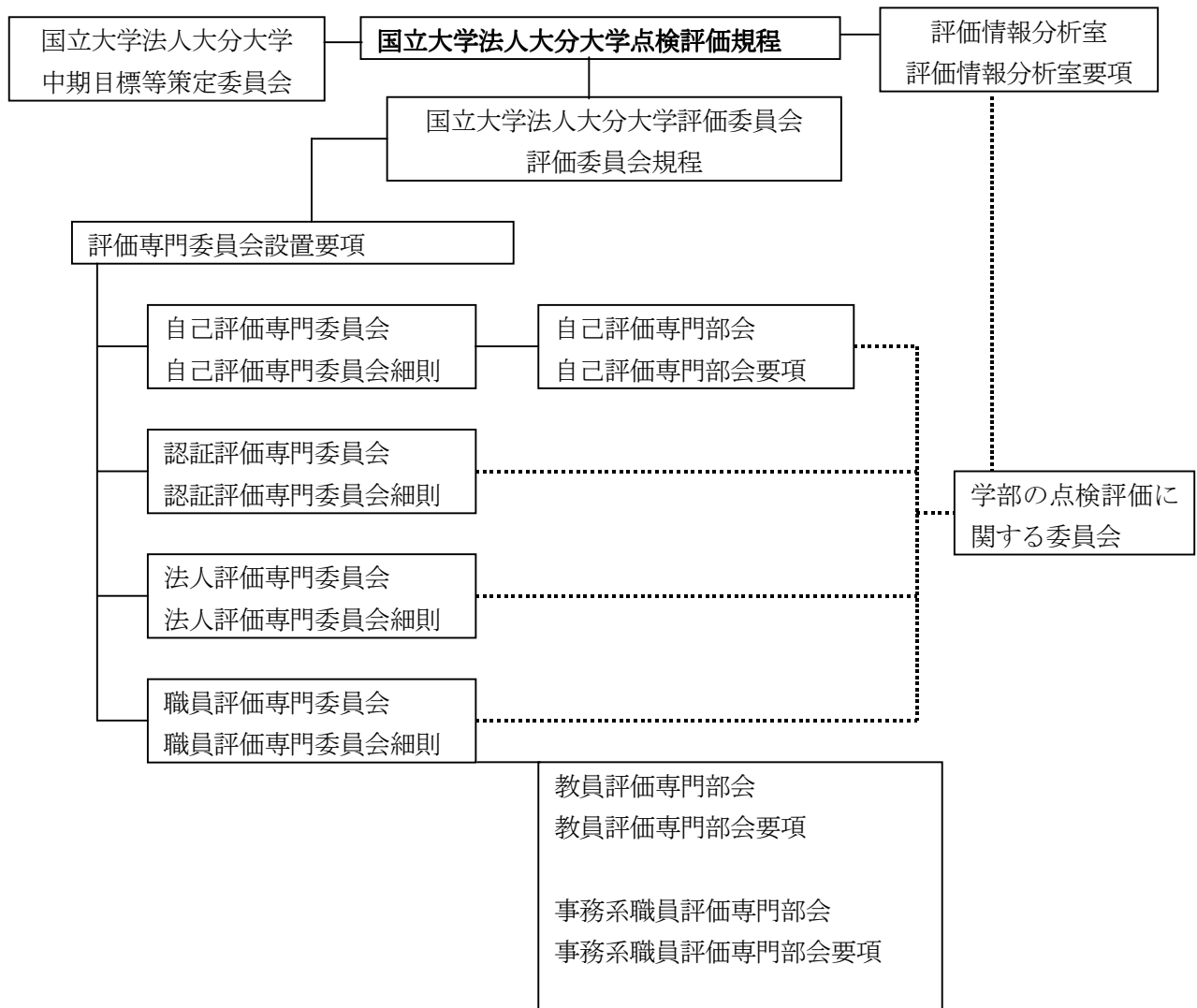
(評価)

評価活動の全般について規定する国立大学法人大分大学点検評価規程を制定し、学長を委員長とする評価委員会を中心として、自己点検評価、認証評価、法人評価および職員評価を実施する体制を整備している。(資料 7.-1)

ただし、認証評価や国立大学法人評価委員会による暫定評価への対応、そして職員評価の本格実施

が集中する今後に向けて、評価体制のあり方などを検討していく。

(資料 7.-1 評価体制図)



7.1. 自己点検・評価

(現状)

全学の自己点検・評価については、国立大学法人大分大学評価委員会規程に基づき設置した自己評価専門委員会および自己評価専門部会において、評価実施要項等を策定し、評価項目を設定したうえで、平成 16 年度自己評価書を作成するとともに、学内ホームページで公表している。

部局ごとの自己点検・評価については、部局ごとに設置した評価組織において自己点検・評価方法等を検討し、教育福祉科学部および経済学部においては、自己点検・評価を実施した。医学部および工学部においては、平成 18 年度に自己評価を実施することとしている。

また、部局においては、外部評価についての検討も開始されており、経済学部においては、「平成 18 年度大分大学経済学部外部評価の実施要綱」を作成した。

(評価)

評価に関する規程、要項等を策定し、必要に応じて評価実施組織を設置するなど自己点検・評価

を適切に行う体制を整備し、平成 17 年度においては、平成 16 年度に係る全学の自己評価および教育福祉科学部、経済学部において部局ごとの自己評価を実施している。

また、評価結果については学内ホームページで公表しており、学内外からの意見を聴取して法人の諸機能の改善に役立てる体制が機能している。

7.2. 職員評価

(現状)

国立大学法人大分大学評価委員会規程に基づき設置した職員評価専門委員会において、教員評価および事務系職員評価の実施方法等の検討を行った。

また、教員評価および事務系職員評価の専門的な事項を検討するために、教員評価専門部会および事務系職員評価専門部会を設置した。

教員評価専門部会では、教員評価に関する基本的な考え方をまとめた「教員評価に関する指針(案)」、教員評価に係る評価項目および評価基準等を定めた「教員評価実施要項(案)」および、部局ごとに教員評価を実施する際の手順等をまとめた「教員評価を実施する際の実施手順(案)」の原案を作成した。

事務系職員評価専門部会では「事務系職員評価実施要項(案)」を作成し、外部から講師を招いての評価研修会を開催するとともに部分的試行評価を行った。

(評価)

職員評価専門委員会のもと、教員評価専門部会、事務系職員専門部会の両専門部会において、適切な職員評価を実施するための検討を行っている。

また、事務系職員評価においては、部分的試行評価を実施しており、実施体制等も整いつつある。

他方、教員評価については、「教員評価に関する指針(案)」「教員評価実施要項(案)」「教員評価を実施する際の実施手順(案)」を全学的な検討を通じて、出来るだけ早期に策定し、試行評価を開始する予定である。

7.3. 国立大学法人評価

(現状)

文部科学省に設置された国立大学法人評価委員会の実施する平成 16 年度に係る業務の実績に対する評価に対応するため、国立大学法人大分大学評価委員会規定に基づき設置された法人評価専門委員会において、「平成 16 事業年度に係る業務の実績に関する報告書」を作成・提出し、ヒアリングや意見申立等、評価対応を行った。

また、学長が中期目標・中期計画、年度計画の達成に向けたメッセージを学内に発信することや、各理事が年度計画進捗状況表(マイルストーン)により年度計画の進捗状況の確認を行い、四半期毎に学長に報告するなど中期目標・中期計画、年度計画の達成を促進している。

(評価)

四半期ごとのマイルストーンを作成することで、学長および理事が四半期ごとの年度計画の進捗状況を把握することができ、年度計画達成のための改善策等を年度の進行途中において実施できる体制を整備している。このような体制のもとで、事業ごとの年度計画の達成水準は大いに高まった。

また、国立大学法人評価委員会の実施する業務の実績に対する評価に対して、法人評価専門委員会を中心として、適切な対応が取れる体制を整備している。

7.4. 大学機関別認証評価

(現状)

文部科学大臣に認証された認証評価機関の実施する大学機関別認証評価に対応するため、国立大学法人大分大学評価委員会規程に基づき設置された認証評価専門委員会において、認証評価実施要項(案)の作成、認証評価機関の選定、認証評価受審時期の検討等を行うとともに、認証評価に係る学内調査を実施した。

(評価)

大学機関別認証評価に対して、認証評価専門委員会を中心とした実施体制を整備し、認証評価受審についての準備を着実に進めている。

8. 監査体制

(現状)

監査室監査では、「平成 17 年度監査年次計画書」に沿って、合規性ならびに業務全体の牽制体制の観点から、会計経理的な会計監査(財務・会計関係 2 回、科学研究費補助金関係)を年 3 回実施し(資料 8. -3, 資料 8. -4)、業務監査については、テーマを絞って特定事項毎に(附属学校の危機管理体制、毒物劇物管理、職員会館管理及び利用状況等、給食業務管理、共同利用施設管理及び利用状況)を年 5 回実施し(資料 8. -1, 資料 8. -2)、それぞれの監査において指導・助言を行い、指摘事項(規程整備及び業務改善等)については、被監査部局に改善依頼をし、是正改善を図ることで業務及び財務会計の改善に取り組んだ。

なお、監査結果としての是正改善件数は会計関係 11 件、業務関係 16 件であった。

(評価)

監事と監査室の連携では、内部監査機能を強化するためには夫々が監査精度を高めるとともに、緊密な情報交換を行うことによって会計監査人を含めた効率的で効果的な「三者三様の監査」の構築に努めた。

資料 8. -1 業務監査の実施状況

	監査テーマ	監査日数	監査員	対象部局等
第 1 回	附属学校の危機管理について	3 日 H17/5/23-5/25	5 人	附属小学校, 附属中学校, 附属養護学校, 附属幼稚園
第 2 回	毒物及び劇物の管理について	5 日 H17/7/4-7/8	5 人	附属学校, 教育福祉科学部, 工学部, 廃液処理施設, 地域共同研究センター, 総合科学研究支援センター, 医学部, 附属病院,
第 3 回	職員会館の管理状況及び費用対効果について	3 日 H17/9/28, 29, 10/4	5 人	大分職員会館, 別府職員会館, 東院会館

第4回	給食施設の管理運営状況について	3日 H17/11/22, 23, 25	5人	附属病院, 附属学校, 学生寮
第5回	共同利用施設の管理及び利用状況について	3日 H18/3/7-3/9	5人	総合科学研究支援センター(実験実習機器部門, 動物実験部門, RI 実験部門), 保健管理センター, 附属教育実践センター, 附属養護学校

資料 8.-2 業務監査結果の状況

第1回	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理マニュアルについては, 4校園とも作成しており, 想定される対応事項ごとに予防策等をまとめていた。 非常時の学校内連絡体制については, 附属学校内すべての電話から緊急の場合の17番を押すと放送設備に連絡され非常事態の連絡が放送で自動的に流れる体制を整備していた。 避難訓練については, 4校園とも3回の実施計画をしており, 非常時の体制に取り組んでいた。 正門等の警備体制ができていた。
第2回	<ul style="list-style-type: none"> 管理規程を周知させ管理を徹底することとなった。 毎年定期に受払簿により現物確認をすることとなった。 毎年不必要な毒物, 劇物を部局でまとめて廃棄することとなった。 管理規程の整備を指導し, 様式の整備をすることとなった。
第3回	<ul style="list-style-type: none"> 大分職員会館については, キャンパス整備計画のゾーニングを作成するとの報告があった。 別府職員会館については, 業務委託契約するとともに, 利用内規を一部改正し改善することとなった。 東院会館は, 適正に管理していた。
第4回	<ul style="list-style-type: none"> 附属病院は適正管理していた。 学生寮は, 法人化に伴う大分市保健所への特定給食施設変更届を提出し, 業務の改善を行うとともに, 施設の改善については予算要求することとなった。 附属学校については, 法人化に伴う特定給食施設変更届を提出し, 業務の改善を行うとともに, 施設の改善については予算要求することとなった。
第5回	<ul style="list-style-type: none"> 総合科学研究支援センターは, 故障機器の修理をするとともに, 利用内規の改正により手続きの改善を図ることとなった。 保健管理センターは, 業務の改善を図ることとなった。 附属養護学校郊外実習附帯施設は, 利用しない間の施設の節電を図ることとなった。 附属教育実践センターは, 未使用の部屋の有効利用を検討することとなった。

資料 8.-3 会計監査の実施状況

	監査テーマ	監査日数	監査員	対象部局等
第1回	<ul style="list-style-type: none"> 会計経理が本学の諸規程等に従って適正に処理されているかの合规性並 	10日 17/7/20	13人	総務部, 研究・社会連携部, 財務部, 学生支援部, 教育

	びに会計業務全体における牽制体制の観点から実施の検証	17/8/22		福祉科学部, 経済学部, 工学部, 医学・病院事務部
第2回	・ 科学研究費補助金について, 会計規則等に従って適正に経理されているか監査	6日 17/10/11 17/10/21	5人	研究・社会連携部, 財務部, 教育福祉科学部, 経済学部, 工学部, 医学・病院事務部
第3回	・ 会計経理が本学の諸規程等に従って適正に処理されているかの合规性並びに会計業務全体における牽制体制の観点から実施の検証	12日 17/12/5 17/12/22	5人	総務部, 研究・社会連携部, 財務部, 学生支援部, 教育福祉科学部, 経済学部, 工学部, 医学・病院事務部

資料 8. -4 会計監査結果の状況

第1回	<p>軽微な事項を除いて特に大きな問題はないが, 次の事項に検討または対応が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人化に伴い実務に沿わない規程が見受けられ見直しの必要があり, 各システムにおいても対応の遅れ。 ・ 委託契約で仕様書の条件に満たない事例があり, 仕様書に沿った契約履行の要請または見直し。 <p>現金の取扱で1名の担当者で行っている部局があり, 内部牽制体制の強化への見直し。</p>
第2回	<p>軽微な事項を除けば適切に処理されており, 法人化に伴う規程等の整備を報告し, 次の事項を口頭にて指導した。</p> <p>収支簿の費目の計上欄の修正, 旅行命令と出勤簿の整合性, 納品書と見積書の日付整合性</p> <p>【報告事項】 法人化に伴う規程等の整備</p>
第3回	<p>軽微な事項を除けば適切に処理されており, 次の事項を是正報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心理教育相談料金の徴収で継続相談を行っている者について徴収されていない事例があった。 ・ 請求書等の日付が記載されていないものがあった。

9. 危機管理

(現状)

本学は, これまでも各部署においてリスクの把握に努めるとともに, その対応について検討・改善を図っている。平成17年度には, 危機管理体制に関する要項を定めて, 法人として総合的, 体系的に適切な対処をする体制を整えた。

(評価)

法人として総合的, 体系的に適切な対処をする体制を整えることができた。今後, 運用面で生じる課題のフィードバックを予定している。